

日連22第1208号
(企第17号)
平成23年3月12日

財務大臣 野田 佳彦 殿
国税庁長官 川北 力 殿

日本税理士会連合会
会長 池田 隼 啓

納税申告書の提出期限の延長等に関する緊急要望書

1. 国税に基づく申告等の期限の延長について

今月11日に起きた東北地方太平洋沖地震により、その災害地域は東北地方のみならず関東地方、信越地方の広きに渡り、死者・行方不明は1,000人を超え、国内観測史上最大の規模とされています。また、福島第1原子力発電所においては、原子力建屋の中で何らかの機器が破損して放射能が外部に漏れている可能性があり、近隣10キロメートルの住民に対して避難勧告をしております。

このような事態は、国税通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」であると判断されますので国税に関する法律に基づく申告等の期限の延長を図ると同時に、国税通則法施行令第3条に規定する「都道府県の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由による法11条に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合」に該当すると考えられますので、地域及び期日を指定して当該期限を延長することをお願いいたします。特に期限の迫っている平成22年分の確定申告については、即刻特別のご配慮方をお願いいたします。

2. 国税関係法律の臨時特例の法律の一部改正について

平成7年の阪神・淡路大震災（以下「大震災」という。）時、その被害が広域な地域にわたり、同時に大量・集中的に、かつ、平成6年分の所得税の確定申告前といった特殊な時期に発生した等を踏まえ、被災者の負担の早期の軽減を図る等のため、本来、雑損控除は、その災害等による損失が生じた年分の所得税について適用されるのですが、大震災の被災者の住宅家財等について生じた損失については平成6年分に生じたものとして雑損控除ができる特例が設けられました。これについては、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成7年法律第48号。以下「震災特例法」という。）に基づくものであります。また、大地震については当該地震特例法に基づく所得税の取り扱いについて、平成7年4月25日課資3-3、課所4-5など通達が発せられています。

今回の東北地方太平洋沖地震にあっても、同様の手続きを進められるようご配慮方をお願いいたします。

なお、所得税確定申告期限が3月15日、消費税申告期限が3月31日と間近に迫る中、附帯税については、弾力的にお取扱いくださるよう併せて要望いたします。